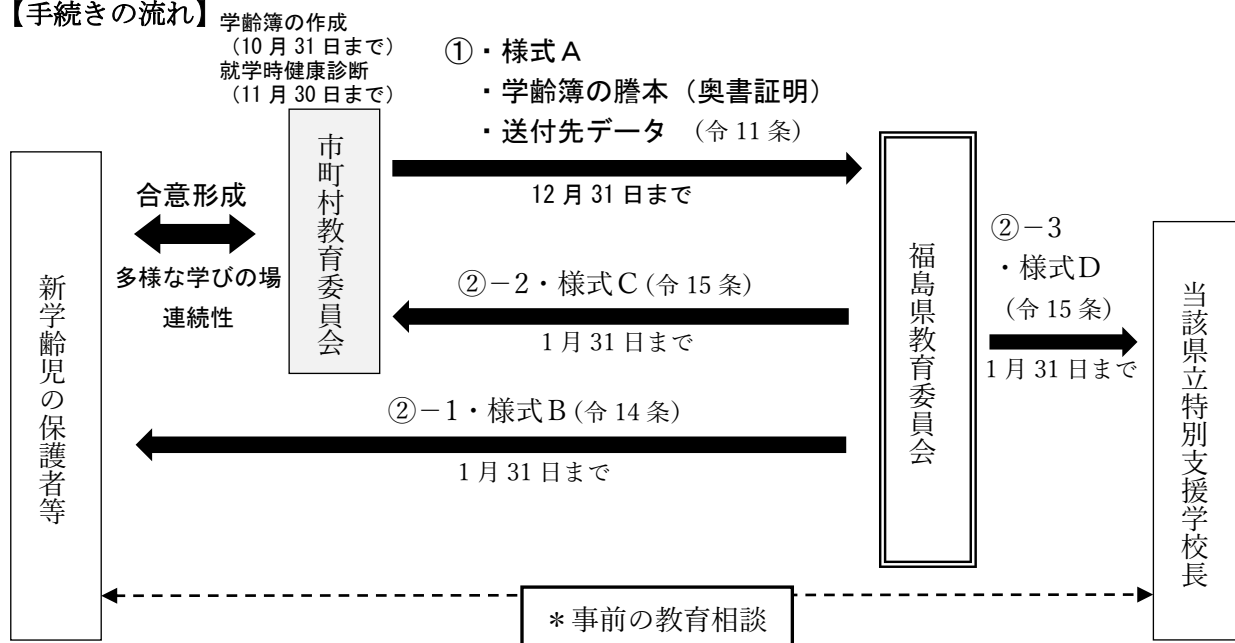


# 1 新学齢児の入学手続きについて

## (1) 新学齢児の県立特別支援学校への入学手続き

### 【手続きの流れ】



### 【手続きに必要な書類及び通知先等】

No.	作成者	通知先	提出書類
①	市町村教委	県教委	・様式A：認定特別支援学校就学者通知書（令11条） ・学齢簿の謄本 ・送付先データ：県HPからダウンロードし提出
②-1	県教委	保護者	・様式B：入学通知（令14条）
②-2		市町村教委	・様式C：福島県立特別支援学校に入学する児童生徒について（通知）（令15条）
②-3		当該学校長	・様式D：福島県立特別支援学校に入学する児童生徒について（通知）（令15条）

### 【留意事項】

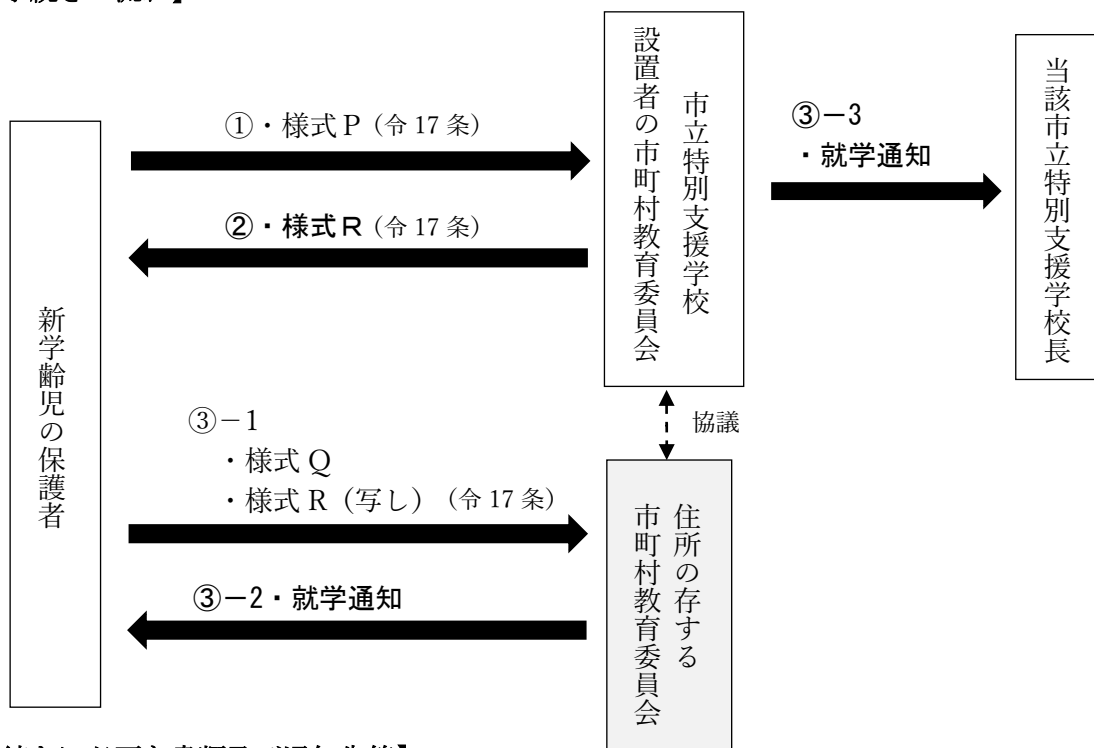
- ・ 特別支援学校に入学が予想される場合は、事前に当該特別支援学校の教育相談を受けてください。
- ・ 施設入所を希望している新学齢児の場合、施設入所の決定後に通知するため、3月中旬の通知となる場合があります。（令11条の3を適用）
- ・ 小学校に在学する学齢児童のうち視覚障がい者等で翌学年のはじめから特別支援学校の中学部に就学させるべき者として認定特別支援学校就学者の認定したものについて、学校教育法施行令第11条を準用します。（令11条の2を適用）

（\*「視覚障がい者等」とは、障がいの程度が学校教育法施行令22条の3の表に規定する程度のこと。以下同じ。）

<注>・ ○内の数字は事務手続きの順序を示す。以下同じ。

(2)新学齢児の市立特別支援学校への入学手続き

【手続きの流れ】



【手続きに必要な書類及び通知先等】

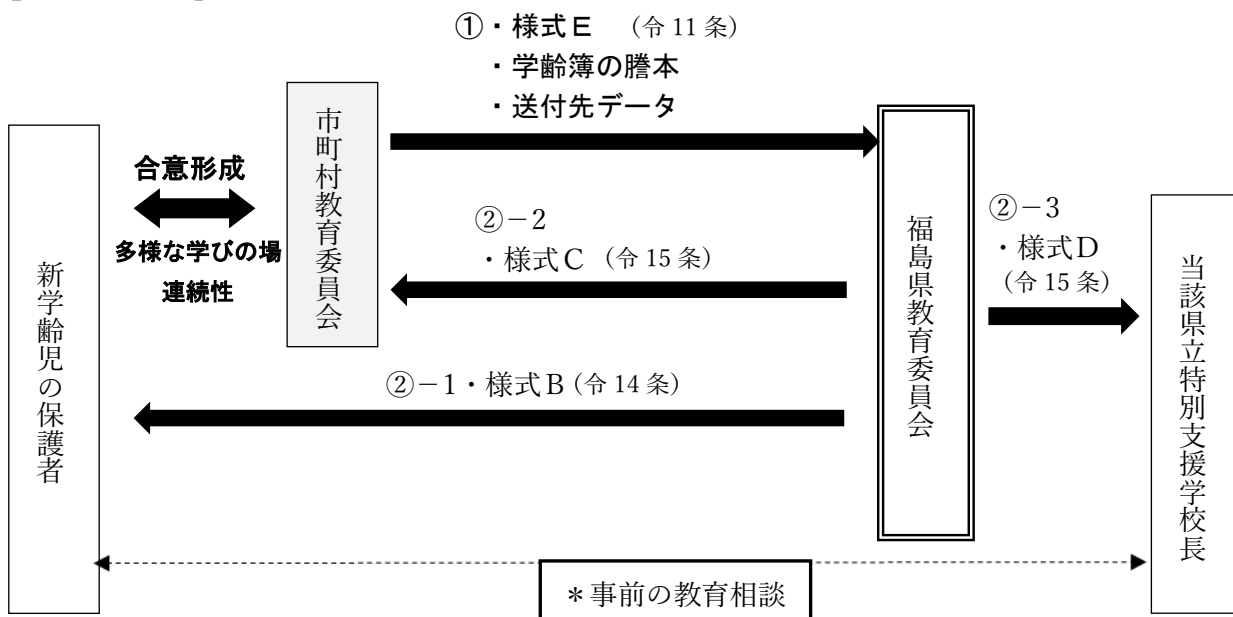
No.	作成者	通知先	提出書類
①	保護者	設置者の市町村教委	・様式 P : 認定特別支援学校就学者区域外就学願 (令 17 条)
②	設置者の市町村教委	保護者	・様式 R : 区域外就学承諾書 (令 17 条)
③-1	保護者	住所の存する市町村教委	・様式 Q : 認定特別支援学校就学者区域外就学届 ・【②で受け取った】様式 R : 区域外就学承諾書(写し) (令 17 条)
③-2	住所の存する市町村教委	保護者	・就学通知 : * 当該市町村教委の様式による
③-3	設置者市町村教委	当該学校長	・就学通知 : * 当該市町村教委の様式による

【留意事項】

- ・ 都道府県の教育委員会は、学校教育法第 11 条第 3 項の規定により、市立特別支援学校への就学を通知することは要しないとしています。
- ・ 市立特別支援学校の設置者と新学齢児の存する市町村教育委員会が異なる場合は、協議が必要です。
- ・ 福島大学附属特別支援学校の手続きについては、学校教育法施行令第 17 条に基づき、福島大学附属特別支援学校長の就学を承諾する書面を添え、住所の存する市町村教育委員会に提出する流れとなります。

**(3)就学義務の猶予又は免除者の県立特別支援学校への入学手続き**

**【手続きの流れ】**



**【手続きに必要な書類及び通知先等】**

No.	作成者	通知先	提出書類
①	市町村教委	県教委	<ul style="list-style-type: none"> <li>様式E：就学義務を猶予又は免除されている児童生徒で特別支援学校就学が適当である旨の通知書（令11条）</li> <li>学齢簿の謄本</li> <li>送付先データ：県HPからダウンロードし提出</li> </ul>
②-1	県教委	保護者	様式B：入学通知（令14条）
②-2		市町村教委	様式C：福島県立特別支援学校に入学する児童生徒について（通知）（令15条）
②-3		当該学校長	様式D：福島県立特別支援学校に入学する児童生徒について（通知）（令15条）

**【留意事項】**

- 就学義務の猶予又は免除の根拠は、学校教育法第18条の規定にあるとおり、当該市町村教育委員会が判断します。
- 就学猶予・免除の事由が解消して小学校または中学校に就学する場合、年齢及び心身の発達の状況を考慮して、校長は、その年齢及び指針の発達状況を考慮して、相当の学年に編入することができるとしています。（規則第35条）

ただし、中学校相当の年齢の者は、学校教育法第17条第2項の小学校等の課程を修了した日の翌日以後の最初の学年の初めから中学校等に就学させる規定としており、小学校を卒業していない者は、中学校等に編入はできません。